



平成 28 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社日本動物高度医療センター
代 表 者 名 代表取締役社長 平尾 秀博
(コード番号：6039)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 石川 隆行
(TEL. 044-850-1320)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 11 期定時株主総会で承認されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行することおよび「定款一部変更の件」を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能を一層強化することにより、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 23 日開催予定の当社第 11 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除を行います。
- ② 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することが可能になりましたので、定款の一部を変更するものであります。なお、本変更につきましても、各監査役の同意を得ております。
- ③ 機動的な配当政策および資本政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会の権限におい

て決定できる旨の規定を新設いたします。

④ 上記規定の新設、変更および削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行います。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 6 月 23 日（木）

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 23 日（木）

3. その他

監査等委員を含む取締役人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

以上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (記載省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (記載省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第11条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 (新設)</p> <p><u>当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>は、9名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現行	変更案
<p data-bbox="328 188 679 224">数の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="276 226 564 259">2. (記載省略)</p> <p data-bbox="205 293 397 327">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="186 329 783 463">第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="456 501 539 535">(新設)</p> <p data-bbox="276 674 783 775">2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="205 882 595 916">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="186 918 783 983">第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="276 1055 783 1189">2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p data-bbox="186 1261 564 1294">第22条 (記載省略)</p> <p data-bbox="205 1330 481 1364">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="186 1366 783 1534">第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="456 1536 539 1570">(新設)</p> <p data-bbox="443 1709 526 1742">(新設)</p>	<p data-bbox="895 188 1190 224">3. (現行どおり)</p> <p data-bbox="825 293 935 327">(任期)</p> <p data-bbox="805 329 1406 497">第19条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="895 499 1406 636">2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="895 638 1406 842">3. 前項にかかわらず、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="825 882 1214 916">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="805 918 1406 1016">第20条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である者を除く。)の中から、代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="895 1019 1406 1223">2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である者を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p data-bbox="805 1261 1190 1294">第21条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="825 1330 1101 1364">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="805 1366 1406 1500">第22条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="895 1503 1406 1603">2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="825 1641 1163 1675">(監査等委員会の招集通知)</p> <p data-bbox="805 1677 1406 1845">第23条 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="895 1848 1406 1984">2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p data-bbox="825 2018 1050 2051">(取締役への委任)</p>

現行	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第24条</u> 当社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>第25条</u> (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第26条</u> (記載省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任について法令にて定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役のみ数)</p> <p><u>第28条</u> 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p><u>第29条</u> 当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる</p>	<p><u>第24条</u> 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第25条</u> 当社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>第26条</u> 現行どおり)</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第27条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令にて定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第29条</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行	変更案
<p><u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	
<p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	
<p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	
<p><u>第34条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令にて定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	
<p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>第6章 計算</p>	<p>第5章 計算</p>

現行	変更案
<p>(事業年度) 第<u>36</u>条 (記載省略)</p>	<p>(事業年度) 第<u>30</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p>
<p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>37</u>条 (記載省略) (新設)</p>	<p>第<u>31</u>条 当社は、剰余金の配当等会社法第 <u>459</u>条第1項各号に定める事項に ついては、法令に別段の定めのある 場合を除き、株主総会の決議によら ず取締役会の決議によって定める。</p>
<p>2. (記載省略)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>32</u>条 (現行どおり) 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>9月30日</u>とする。 3. (現行どおり)</p>
<p><u>(中間配当)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第<u>38</u>条 当社は、取締役会の決議によって <u>毎年9月30日を基準日として、中 間配当をすることができる。</u></p>	
<p>(配当金の除斥期間) 第<u>39</u>条 (記載省略) (新設)</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第<u>33</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p>
	<p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u> 1. 第<u>11</u>期定時株主総会終結前の監査役(監 査役であった者を含む。)の行為に関する会 社法第<u>423</u>条第1項の損害賠償責任の取 締役会の決議による免除については、なお 従前の例による。 2. 第<u>11</u>期定時株主総会終結前の社外監 査役(社外監査役であった者も含む。)の行 為に関する会社法第<u>423</u>条第1項の損害 賠償責任を限定する契約については、なお 従前の例による。</p>

以 上